

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月一日から適用する。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 削除</p> <p>五十〇六十三 (略)</p> <p>六十四 遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤静脈内投与療法</p> <p>脳出血(発症から二時間以内のものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 切除支援のためのマイクロコイル併用気管支鏡下肺マツピング法 微小肺病変</p> <p>五十〇六十三 (略)</p> <p>(新設)</p>